

八代市役所からのお知らせです。

～都市計画区域の見直しに取り組んでいます～

都市計画区域の見直しに伴う千丁町住民説明会

八代市では、旧千丁町、旧八代市、旧鏡町を含めた区域で都市計画区域の見直しに取り組んでいます。

見直しにあたり、皆様からのご意見を伺いたく、次の日程で地区ごとの説明会を開催します。住民の皆様の多数のご参加をお待ちしています。

●都市計画区域の見直し説明会

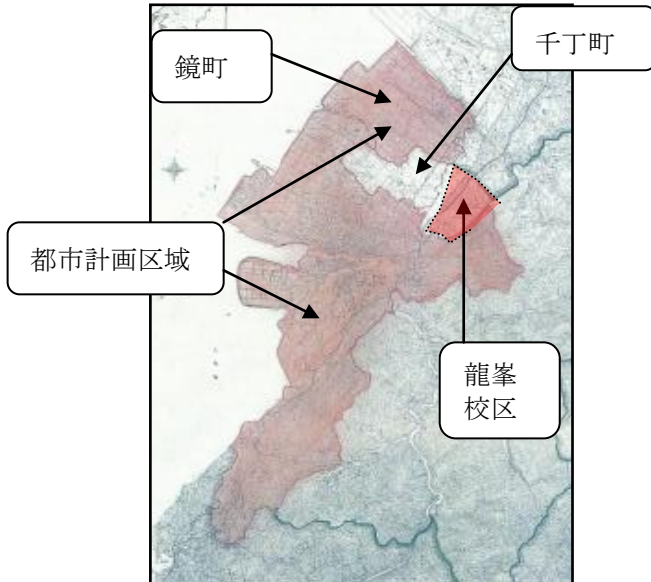
| 地区名 | 日時 | 場所 |
|----------------------|-----------------|---------|
| 上土・上外牟田・下外牟田・北村・太牟田塘 | 6月2日(月) 19:30～ | 北村公民館 |
| 北吉王丸・南吉王丸 | 6月3日(火) 19:30～ | 北吉王丸公民館 |
| 新牟田一・新牟田二 | 6月4日(水) 19:30～ | 新牟田一公民館 |
| 新牟田三・東牟田・川開 | 6月5日(木) 19:30～ | 千丁公民館 |
| 西牟田上・西牟田下 | 6月9日(月) 19:30～ | 西牟田下公民館 |
| 二の丸・八代新地 | 6月10日(火) 19:30～ | 二の丸公民館 |

※日程につきましては、参加できる他の地区に参加されても構いません。

お問い合わせ先 都市計画課 ☎33-4116

(建築に関するお問い合わせ 建築指導課 ☎33-4750)

現在の八代市の都市計画区域



今回、八代と鏡の2つの都市計画区域を1つにし、新たに千丁町と旧八代市の龍峯校区を含んだ都市計画区域の見直しを行っています。

なお、旧八代市の龍峯校区については、都市計画区域に指定するよう地元より要望書がでており、今回編入の予定です。

1. 都市計画とは

都市計画とは、土地利用における規制や制限、道路や公園などの都市計画施設など、必要な事項を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土や地域の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することです。

具体的には、道路や公園、下水道といった都市施設を必要な場所に適切に配置するとともに、土地を良好に利活用するために必要なマナーやルールを定めて、暮らしやすいまちづくりを目指すのが都市計画です。

2. 都市計画区域に指定するとどのようなのか

・区域指定によるメリット

- ・ 3, 000㎡以上の宅地開発においては、良好な宅地が形成されます。
例) 周りの環境(皆さんの住まいや田畑等)に配慮した行政指導ができるようになります。接道する道路の幅員確保や公園設置、消防水利、排水施設、給水施設等。
※現在の千丁町においては、10, 000㎡未満の宅地開発においては行政指導ができません。
- ・ 災害や火災時における消防活動や救助活動が容易になります。
- ・ 適正な土地利用を図ることが出来ます。

・建築基準法の集団規定の適用を受けることになる

(※建築物の新築や改築を行う場合)

- ・ 建築物を建築しようとする場合は、建築基準法に基づく確認を受けなければなりません。
- ・ 接道義務(建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければなりません。)
- ・ 道路後退(4m未満の道路では、道路後退が生じます。)
- ・ 建築物を建築する場合は、建ぺい率や容積率が課せられます。